

◎薬物使用等の罪を犯した者に対する

刑の一部の執行猶予に関する法律

(平成二五年六月一九日法律第五〇号)

一、提案理由(平成二五年五月二八日・参議院法務委員会)

(刑法等の一部を改正する法律(平二五法四九)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院法務委員長報告(平成二五年六月五日)

○草川昭三君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案は、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び

猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、再犯の状況と防止対策、出所者の帰住先確保と就労支援、一部執行猶予刑を適用する際の判断基準、薬物を含む更生保護、処遇等の人的体制整備の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議を行いました。

.....(略).....
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月三〇日)

(刑法等の一部を改正する法律(平二五法四九)の附帯決議と一括して掲載)

三、衆議院法務委員長報告(平成二五年六月二三日)

○石田真敏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案は、薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、これらの者については、刑法上の刑の一部の執行猶予の対象とならない者であっても、刑の一部の執行猶予を言い渡すことができることとするにとともに、その執行の期間中は保護観察に付さなければならぬとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、去る六月六日本委員会に付託され、七日、谷垣法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、十一日、質疑を終局し、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年六月一日)
(刑法等の一部を改正する法律(平二五法四九)の附帯決議と一括して掲載)